

第2回 21世紀の森整備構想区域内の土地利用に係る市民委員会

資料

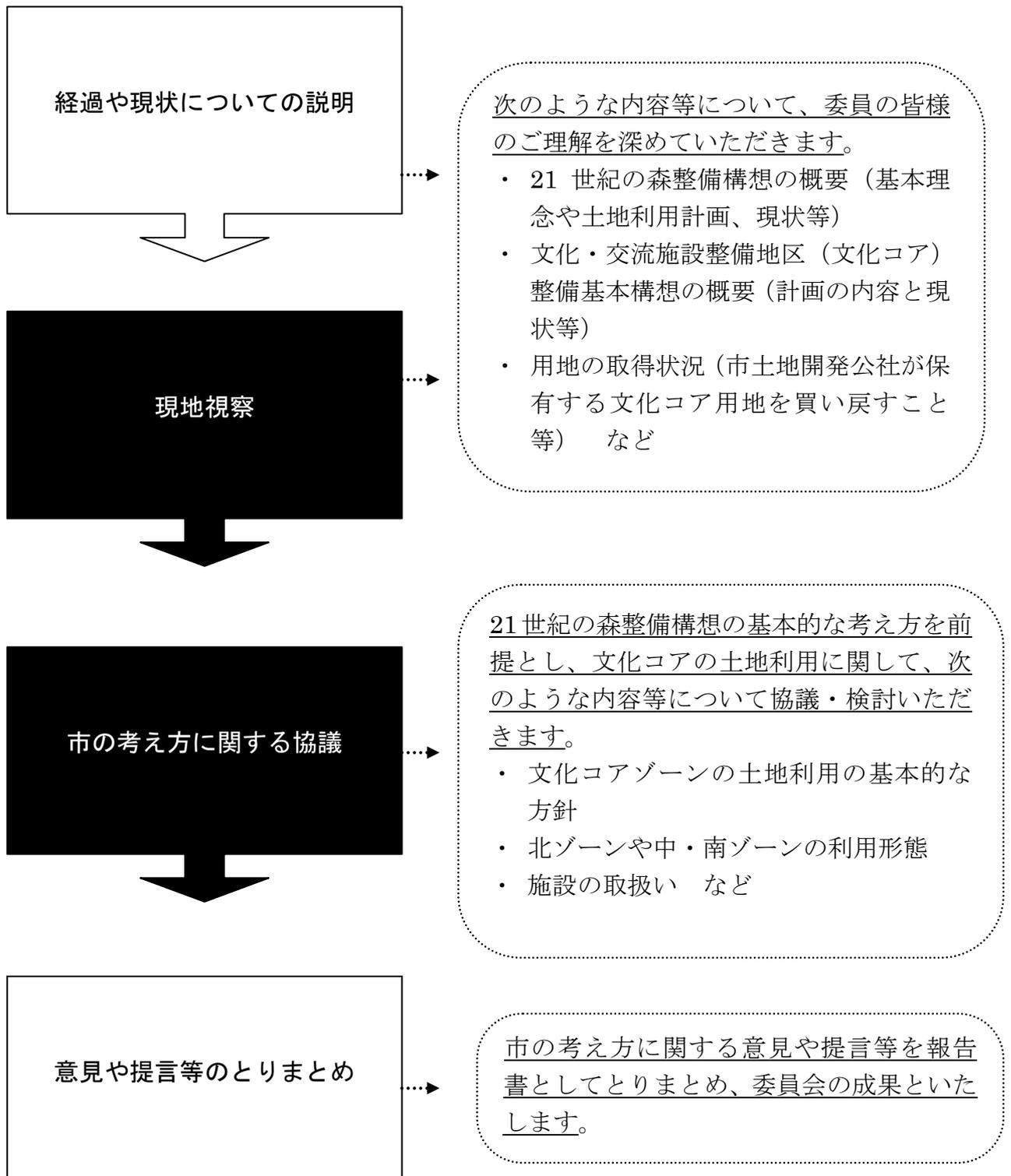
目次

【説明関係資料】	2
1 本日の委員会の位置づけ	2
2 第1回委員会の議事要旨	3
3 現地視察コース.....	5
【協議関係資料】	6
1 今後の土地利用の方向性（市の考え方）	6
(1) 21世紀の森整備構想のあり方	6
(2) 文化コア整備基本構想のあり方.....	6

【説明関係資料】

1 本日の委員会の位置づけ

本日の委員会は、「現地視察」「市の考え方に関する協議（1回目）」となります。



2 第1回委員会の議事要旨

前回の委員会の概要を次のとおりとりまとめました。

第1回 21世紀の森整備構想区域内の土地利用に係る市民委員会 議事要旨

I 開催日時：平成20年10月10日（金）10：00～11：30
 （委嘱状交付式 10:00～10:15、第1回委員会 10:15～11:30）

II 開催場所：本庁舎8階 第八会議室

III 出席者

1 市民委員（順不同、敬称略）

職名等		氏名	委嘱	委参
いわき明星大学	薬学部教授	中越 元子	出席	出席
東日本国際大学	福祉環境学部准教授	遠藤 寿海	出席	欠席
福島工業高等専門学校	建設環境工学科教授	原田 正光	出席	出席
生物研究家		湯澤 陽一	出席	出席
いわきの森に親しむ会	理事長	松崎 和敬	出席	出席
いわき地域環境科学会	副会長	富田 明雄	出席	出席
いわき地域学会	幹事	谷平 雅子	出席	出席
いわき市文化協会	会長	小島 秀雄	出席	出席
いわき青年会議所	事務局長	山崎 建見	出席	出席
平上荒川区	区長	鈴木 優	出席	出席
いわき商工会議所	専務理事	上遠野直人	欠席	欠席
公募委員		高木 徳美	出席	出席
		橋 あすか	出席	出席

2 事務局等出席者

職名等		氏名	
行政経営部	部長	仲野治郎	
	次長	秋田幸雄	
	行政経営課	課長	荒川信治
		主幹兼課長補佐	飯尾 仁
		係長	佐竹 望
主査		小林真一	
農林水産部	林務課	課長 笹原仁一	
教育委員会	文化課	主幹兼課長補佐 尾形成久	

IV 次第

- 委嘱状交付式
- 第1回委員会
 - 1 開会
 - 2 委員紹介
 - 3 説明（委員会の概要、21世紀の森整備構想・文化コア整備基本構想について）
 - 4 委員長・副委員長選任
 - 5 協議（今後のスケジュールについて、その他）
 - 6 閉会

V 主な内容

(1) 委員会の進め方等に関して

- 委員会については、原則として公開することとし、発言要旨を公表することとなった。
- 資料等を早めに委員の方に配布し、委員会の活性化を図ることとなった。

(2) 21世紀の森整備構想・文化コア整備基本構想に関して

- 委員から次のような質疑がなされた。

<p>➤ 21世紀の森整備構想における「その他緑地保全地区」のエリアについて ⇒事務局から、参考資料1「21世紀の森整備構想の概要」の図面において、対象地域の中で、着色されていない部分であることを説明。</p> <p>➤ 21世紀の森整備構想における「計画誘導区域」（民間活力の導入による整備を図る区域）のあり方について ⇒事務局から、バブル崩壊により、現在は民間による開発が行われていないという現状、及び「計画誘導区域」の考え方は現存しており、民間などから施設等整備の希望があれば、その内容等を法的規則などの面から検討していく必要があることを説明。</p>

(3) 委員長・副委員長に関して

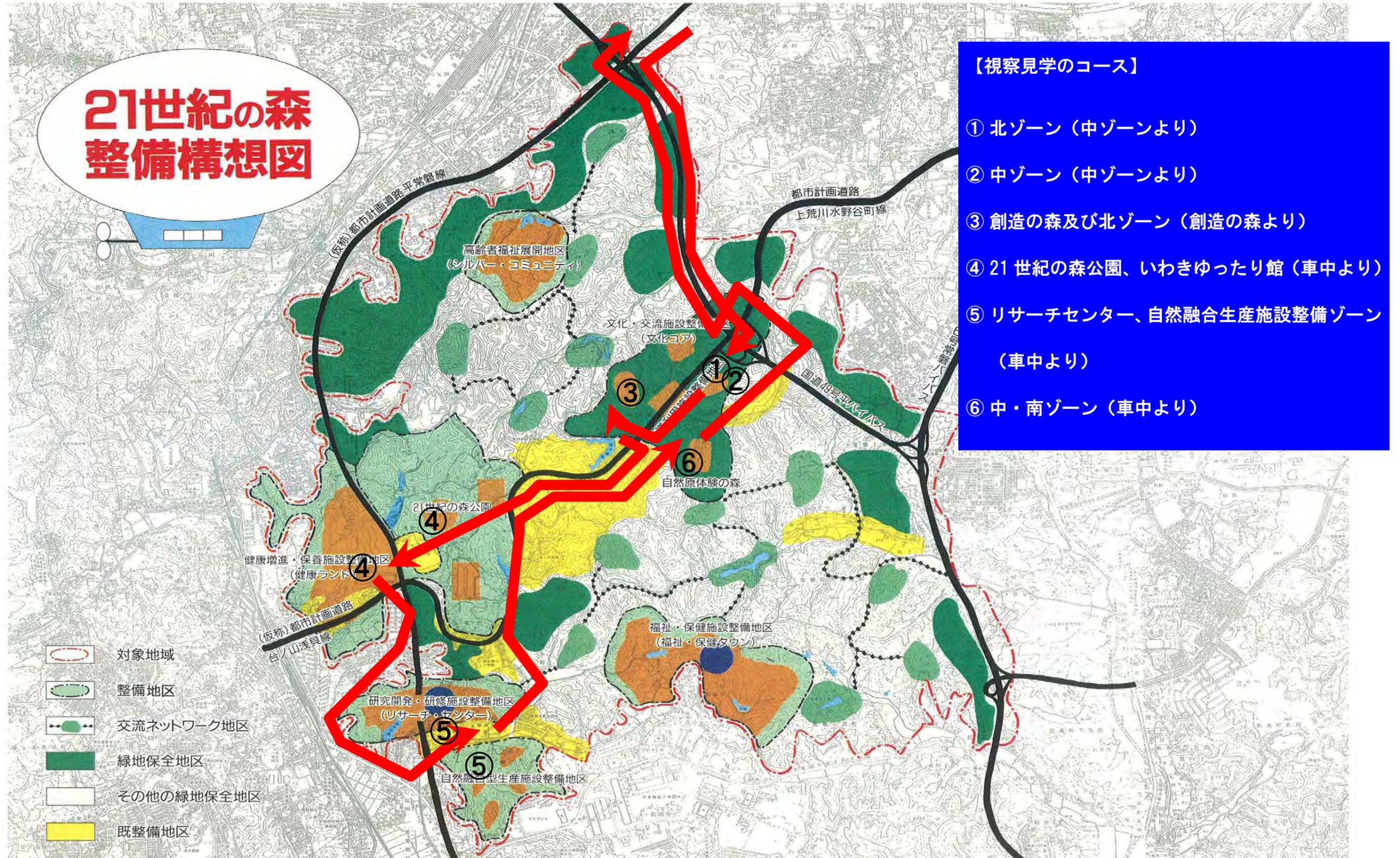
- 委員長に「福島工業高等専門学校 原田正光委員」を、副委員長に「いわきの森に親しむ会 松崎和敬」委員を、それぞれ選任した。

(4) 今後のスケジュールに関して

- 今後の委員会について、下記のような進め方としていくこととなった。

回数・時期等	主な内容等
1回目 (10月10日)	・ 委嘱状交付 ・ 経過と現状、協議事項等についての説明
2回目 (10月下旬)	・ 現地視察 ・ 市の原案に対する意見交換（1回目）
3回目 (11月上旬～中旬)	・ 市の原案に対する意見交換（2回目）
4回目 (11月または12月)	・ 市の原案に対する意見や提言等のとりまとめ

3 現地視察コース



- 【視察見学のコース】
- ① 北ゾーン (中ゾーンより)
 - ② 中ゾーン (中ゾーンより)
 - ③ 創造の森及び北ゾーン (創造の森より)
 - ④ 21世紀の森公園、いわきゆったり館 (車中より)
 - ⑤ リサーチセンター、自然融合生産施設整備ゾーン (車中より)
 - ⑥ 中・南ゾーン (車中より)

【協議関係資料】

1 今後の土地利用の方向性（市の考え方）

(1) 21世紀の森整備構想のあり方

「緑豊かな自然環境を極力保全する」といった基本理念を掲げる 21 世紀の森整備構想は、平成 3 年 2 月の策定以来、既成市街地に取り囲まれた丘陵地帯の貴重な自然環境を保全する一定の根拠として位置づけられてきた経過があります。

この考え方は、今後も維持・継承していくことが望まれることから、現時点での 21 世紀の森整備構想についての見直しは行わないこととします。

一方、21 世紀の森整備構想における計画誘導区域については、必ずしも順調に進捗している状況ではないものの、開発がなされず緑地が保全されていることや構想の目標年次が平成 23 年までとなっていることから、当該構想のあり方については、平成 22～23 年度に改めて見直し・検討を行うこととします。

(2) 文化コア整備基本構想のあり方

① 社会経済情勢の変化と見直しの必要性

文化コアについては、平成 6 年 2 月に策定し、平成 12 年 7 月の一部見直し後も、本市を取り巻く社会経済情勢が、下記のとおり著しく変化し、こうした状況へ対応するため、既成市街地に様々な都市機能を集約し、賑わいの回復を目指す「コンパクトなまちづくり」を進めることが一層求められるようになったことから、改めて、見直しを図る必要性が生じてきました。

- 本市の人口は、平成 11 年以降減少傾向が続き、平成 17 年には、高齢化率が 22% となり、いわゆる「超高齢社会（高齢化率が 21% 以上をいう。）」の状況に突入し、大きく人口構造が変化していること。
- バブル経済崩壊から回復するために、国が行った減税や緊急経済対策に呼応した公共事業の影響などにより、平成 13 年度以降の市債残高が大幅に増加していることや、平成 15 年からの「三位一体改革」による地方交付税の減少などにより、財政状況が厳しさを増していること。
- 深刻化する地球温暖化などを背景として、温室効果ガスの削減を求める「京都議定書」が平成 17 年に発効されるなど、国全体での環境問題への取組みが一層強く求められていること。
- 大型商業施設や公共施設の郊外移転と中心市街地の空洞化に歯止めがかからない現況を踏まえ、平成 18 年には、いわゆる「まちづくり三法（中心市街地活性化法、都市計画法、大型小売店舗立地法）」を改正し、公共施設を含む大規模集客施設の郊外への立地制限を行うとしたこと。

そのため、施策の方向性についても、施設整備といったハードの取組みから、自然をはじめとする既存の様々な地域資源を有効に活用するソフト事業に重点を置くこととしております。

② 見直しの方向性

ア 基本的な方針

前述の社会状況の変化を踏まえ、市街地の拡散（スプロール化）抑止とコンパクトなまちづくりの必要性が一層高まっていること、また、21世紀の森内でも景観的に緑が多いと印象付けられる地域であること、更には、里山として活用する隣接の金成地区公園との機能重複を避ける必要があることから、施設整備するのではなく、可能な限り現在の自然をそのまま残す「保全」を基本的な方針として見直すこととします。

◎ 文化コアの土地利用については、施設整備ではなく、可能な限り現在の自然を残す「保全」を基本的な方針とします。

イ ゾーン毎の利用形態

(7) 北ゾーン（市土地開発公社地所有 29.6ha）

計画整備区域(文化コア)→緑地として保全する区域(緑地保全地区)

【方向性】

上記の基本的な方針を踏まえ、北ゾーンについては（仮称）いわき地域総合博物館の整備を予定していましたが、傾斜地や小高い山があり、景観的にも緑が多いと印象付けられるエリアであることから、現状の緑地や森林を「将来世代の財産」として、極力、手付かずのまま引き継ぐ公有林とします。

【管理方法】

この公有林は、基本的に人家に隣接する区域の間伐など、現在の自然を保全する上で必要最小限の適切な手入れに留め、隣接する「創造の森」「健康とゆとりの森」と一体的な管理を行います。

【利用方法】

また、市民団体等と連携した市民の環境教育（生物の観察等）などにも利用できるようにしていきます。

【役割】

取得後の管理運営については、市が公有林として行うこととします。

(イ) 中・南ゾーン（民間所有地 29ha）

計画整備区域(文化コア)→緑地として保全する区域(その他の緑地保全地区)

【方向性】

中・南ゾーンについては、（仮称）いわき芸術の森や駐車場など沿道利用機能の整備を予定していましたが、こちらについても民間所有のまま、極力、緑地を保全することとし、「その他の緑地保全地区」として位置づけを変更することとします。

しかしながら、当該エリアについては、平場も多く、一部民間の福祉施設が整備されている状況があり、用地についても民間所有であることから、今後とも民間による開発の可能性があります。

そのため、極力緑地を残す方向で、都市計画法をはじめとした関係法令に基づく対応を基本としながら、開発計画の内容等に応じて、市と民間が事前協議を行いながら個別に対応を検討することとします。

ウ (仮称) いわき地域総合博物館等の取り扱いについて

文化コアに整備する予定であった、下記の施設については次のように整理することとします。

(7) (仮称) いわき地域総合博物館

【方向性】

施設整備は行わないこととします。

【今後の対応】

(仮称) いわき地域総合博物館のあり方や運営内容については、市内各地に地域の特性を踏まえた文化施設等が整備されていることから、これらを有機的に連携させながら、博物館機能を発揮する方向性で検討を行うことにします。

また、博物館機能を高めるため、すでに市内の文化・観光部門等の連携・協力体制の構築や共同事業の推進が進められていることから、これらの機能についても充実させる方向で文化施設等を有機的につなぐソフト事業の充実にも努めていきます。

【役割】

博物館機能を高め、それぞれの文化施設等を有機的につなぐソフト事業の充実については、市において庁内関係部と連携しながら検討することとします。

(1) (仮称) いわき芸術の森

【方向性】

この施設は、新たな施設整備を行うというものでなく、芸術家等が自然の中で制作活動を行える機能を整備するといったものであり、こうした機能は、隣接する「創造の森」「健康とゆとりの森」、「金成公園」などの既存ストックの活用が可能であることに加え、既に他地域から移住された方やUターンされた方が、文化コアのエリア外である、遠野や田人地区などの中山間地域において、芸術活動等を実践している事例もあることから、この機能単独での整備を行う必要性が乏しく、新たな施設としての整備は行わないこととします。

③ 用地取得の時期

市土地開発公社が保有する文化コア用地については、平成 21 年度末までの債務保証期間を設定していることや、市が取得するまで、市土地開発公社の借入金に対する支払利息が発生し、これを市が負担することとなるため、平成 21 年度の早期取得を行うこととします。